

鉏路市地域公共交通活性化協議会規約 新旧対照表

旧	新	備考
釧路市地域公共交通活性化協議会規約 (目的) 第1条 釧路市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通網形成計画</u>（以下「<u>形成計画</u>」という。）の作成に関する協議及び<u>形成計画</u>の実施に関し必要な協議を行い、釧路市における持続可能な地域公共交通網の形成に資する取組を推進するため設置する。 (所管事務) 第2条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。 (1) 持続可能な地域公共交通網の形成に資する取組に関すること (2) <u>形成計画</u>の策定及び変更の協議に関すること (3) <u>形成計画</u>の実施に係る連絡調整に関すること (4) <u>形成計画</u>に位置付けられた事業の実施に関すること (5) そのほか、協議会の目的を達成するために必要なこと (中略) 附 則 この規約は、平成28年3月22日から施行する。 附 則 この規約は、令和7年4月1日から施行する。	釧路市地域公共交通活性化協議会規約 (目的) 第1条 釧路市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通計画</u>（以下「<u>計画</u>」という。）の作成に関する協議及び<u>計画</u>の実施に関し必要な協議を行い、釧路市における持続可能な地域公共交通網の形成に資する取組を推進するため設置する。 (所管事務) 第2条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。 (1) 持続可能な地域公共交通網の形成に資する取組に関すること (2) <u>計画</u>の策定及び変更の協議に関すること (3) <u>計画</u>の実施に係る連絡調整に関すること (4) <u>計画</u>に位置付けられた事業の実施に関すること (5) そのほか、協議会の目的を達成するために必要なこと (中略) 附 則 この規約は、平成28年3月22日から施行する。 附 則 この規約は、令和7年4月1日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この規約は、令和8年6月1日から施行する。</u>	(変更) (変更) (変更) (変更) (変更) (追加)